

各 位

新潟市水道局  
業務部財務課

## 建設工事の積算疑義申立手続について

### 1 疑義申立手続の導入について

平成 22 年 12 月 22 日付けで新潟市ホームページにてお知らせのとおり、新潟市は標記申立手続きを定めておりますが、水道局におきましても、新潟市の取扱いに準じ、開札結果を公表する前に「積算に関する疑義申立期間」を設定することとしました。

### 2 対象案件

新潟市と同様に、以下の工種とします。

○ 予定価格1千万円以上の一般競争入札(予定価格事前公表を除く)のうち、次の工種を対象とします。

- ① 土木一式工事    ② ほ装工事    ③ 造園工事

※個別の入札公告に対象案件であることを明示します。

### 3 手続方法等

#### (1) 疑義申立ての対象者

○ 当該案件の入札参加者(辞退、棄権等入札額を提示しなかった者を除く)に限って、疑義申立てを行うことができます。

#### (2) 開札結果公表の保留と予定価格の通知

○ 開札日に、開札結果の公表を保留し、予定価格(税抜)を対象者全員に通知します。  
⇒ 対象者宛に「保留通知メール」を送信します。

#### (3) 疑義申立方法

○ 疑義がある場合は、別紙1の「疑義申立書(ワード形式)」により、財務課宛に電子メールで提出してください。

※「メールアドレス」は「保留通知メール」で指定します。

・電子メールの題名は「疑義 ○○第○○号(工事番号を記載)」等としてください。

※指定した「メールアドレス」以外の「疑義申立書」は受け付けできませんのでご注意ください。

#### (4) 疑義申立期間

○ 開札日(「保留通知メール」の到達後)から開札日の翌日午後1時(局のメール受信時間)までとします。

[開札日の翌日が土日、祝日の場合は、直近の水道局開庁日]

⇒ 疑義申立者には、別紙2で受付完了をメールで返信します。

※申立期間を過ぎた、「疑義申立書」は受け付けできませんのでご注意ください。

## (5) 疑義申立ての対応

### ① 疑義申立てがない場合

#### ○ 疑義申立期間の経過後、

・速やかに「落札候補者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

※この後の疑義申立ては受け付けできませんのでご注意ください。

### ② 疑義申立てがある場合

#### ○ 疑義申立ての内容を精査します。

・内容精査に2～3日程度を見込んでいます。

#### ○ 内容精査後の対応

##### ア 積算誤り等がない場合

・速やかに「落札候補者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

##### イ 積算誤り等が判明した場合

###### a 入札続行

・局の積算を見直して、「最低制限価格に変更がない」、または「変更があったとしても開札結果に変わりがない」等、局が入札を続行することが妥当と判断した場合

・速やかに「落札候補者の決定」と「開札結果の公表」を行います。

###### b 入札中止

・上記、以外は入札を中止します。

・積算誤り等の内容と入札中止について、速やかに公表します。

#### ○ 疑義内容等の公表

疑義内容と回答、内容精査後の対応結果は、水道局ホームページに掲載します。

## 4 留意点

○ 疑義申立ては「誤りだと思われる具体的な項目」以外は一切受け付けできませんのでご注意ください。

・単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。

・具体的な項目を示す「自社の積算書、他資料等」を添付してください。

○ 疑義申立ては電子メールに限ります。また、指定したメールアドレス以外は一切受け付けできませんのでご注意ください。

○ 疑義申立期間を過ぎた「疑義申立て」は一切受け付けできませんのでご注意ください。

・申立期間内かどうかは、局が電子メールを受信した日時で判定します。

## 5 実施時期

平成23年2月1日以降の入札公告分から実施します。

(あて先)新潟市水道事業管理者

所在地  
会社名  
代表者  
担当者  
連絡先 ( )  
E-mail

## 疑義申立書

下記のとおり建設工事の入札に係る積算等について、疑義申立てをします。

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 工事番号・工事名                     |  |
| 疑義内容(局の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目) |  |
|                              |  |

注1 疑義の具体的な項目を記載してください。

また、具体的な項目を示す「自社の積算書、他資料等」を添付してください。

※単に「自分が想定した予定価格と合わない」等は疑義の対象としません。

注2 疑義申立ては電子メールに限ります。

この「疑義申立書(ワード形式)」で作成してください。

また、当該案件の指定したメールアドレスに送ってください。

電子メールの題名は「疑義 ○○第○○号(工事番号を記載)」等としてください。

注3 疑義申立期間を過ぎた場合は、受付けしません。

(株式会社 ○○建設) 様

新潟市水道局  
業務部財務課  
(担当 契約係)

### 疑義申立ての受付完了について

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てを受付けました。

疑義への回答については、水道局ホームページ(事業者窓口→契約情報・契約関係情報メニュー→契約関係情報・お知らせ)に掲載します。

| 工事番号・工事名                     |  |
|------------------------------|--|
| 疑義内容(局の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目) |  |
|                              |  |